

## 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。

口座振替は、現金納付よりも割引額が大きい6ヶ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所または八峰町福祉保健課へお申し出ください。

## 国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付できます。

平成29年4月からは、新たにクレジットカード納付でも2年前納が利用できるようになり、ますます便利な納付方法になります。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新後に改めて手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

クレジットカード納付をご希望の方、または既に登録していてクレジットカードの有効期限を迎える方は、最寄りの年金事務所へお問合せください。

## 年金受給のための資格期間短縮について

年金を受け取ることができる資格期間が、25年から10年に短縮されました。

### 【資格期間とは？】

◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

◎サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）

◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

平成29年8月1日から、資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取れるようになりました。（請求手続きが必要です。）

たとえば資格期間が15年の方は、今までは25年に足りず年金を受け取ることができませんでしたが、8月1日からは10年以上あるため年金を受け取ることができるようになります。

（注）年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。（10年間の納付では概ねその4分の1になります）

○新たに対象となる65歳以上の方には、「短縮」と記載した黄色の封筒が送付されています。まだ手続きしていない方は、必ず「ねんきんダイヤル（☎0560-05-1165）」で予約の上、できるだけお早目に手続きをお願いします。

■問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490  
八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在国保に加入されている皆さんが平成29年10月1日から使用する新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主宛てに郵送します。

被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

受診される方は次のことを必ず守ってください。

- 1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成29年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付しておりますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等窓口へ提示してください。

### ◎資格異動の手続きのときは

社会保険等への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場福祉保健課保険年金係へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を持参してください。



## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金がうけられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始されており、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までとなります。※本人・配偶者・世帯主の前年の所得による審査があります。

### 【必要なもの】

- ・年金手帳、もしくは基礎年金番号がわかる通知等
- ・認め印
- ・失業を理由として申請するときは、書類証明（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票）をお持ちください。

■問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490  
八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608